

答 申

1 審査会の結論

福岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和4年4月12日4朝東第33号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、行政書士の氏名及び事務所の住所は開示すべきである。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求人は、福岡県立朝倉東高等学校（以下「朝倉東高校」という。）の株式会社「Easter Inc.」（以下「本件法人」という。）の登記の書類（定款など）、社員の人数、産業医、労働組合の有無、創立総会議案書（以下「本件請求」という。）について開示請求を行った。

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、本件請求のうち、本件法人の定款の写しである。

(2) 本件請求に対する開示決定等の状況

ア 本件決定について

実施機関は、本件請求のうち、本件公文書、履歴事項全部証明書及び令和3年度創立総会議案書を特定し、本件公文書の代表取締役を除く発起人の住所、設立に際して引き受けた株式数（以下「発起人の株式数」という。）及び株式と引換えに払い込む金銭の額（以下「株式の金額」という。）並びに行政書士の氏名及び事務所の住所について、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして本件決定を行った。

なお、実施機関は、履歴事項全部証明書及び令和3年度創立総会議案書には、非開示情報が含まれていないものの、公文書開示決定は行わず、本件決定において、実質的に全部開示する措置を講じている。

イ 本件請求のその余の部分に係る決定について

実施機関は、社員の人数、産業医、労働組合の有無について、作成も取得もしておらず、存在しないとして、条例第11条第2項の規定に基づき、公文書非開示決定を行った。

なお、この決定について審査請求人は、審査請求を行っていない。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件公文書のうち、発起人の株式数、株式の金額及び行政書士の氏名の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和4年4月4日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件請求を行った。

イ 実施機関は、令和4年4月12日付けで、本件決定及び公文書非開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和4年4月23日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和4年6月6日付けで、福岡県情報公開審査会に対し、諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件法人は、朝倉東高校の生徒のための勉強として設立されたものである。ビジネスの厳しさの勉強でもあると思うので、発起人の株式数と株式の金額は開示されるべきである。
- (2) 行政書士は公人であるため、行政書士の氏名は開示されるべきである。
- (3) 収支予算書の税理士報酬等 150,000 円と、行政書士の違いも教えていただきたい。

5 実施機関の説明要旨

- (1) 本件公文書に記載の発起人の株式数と株式の金額は、一個人の財産に関する情報であり、法令等の規定により公にされることは想定されていないことから、公にすることで個人の権利利益を害するものである。
- (2) 「行政書士は公人であるため、行政書士の氏名は開示されるべきである。」という主張のうち、「行政書士が公人であること」を理由として開示されるべきという主張については否認する。条例第7条第1項第1号ただし書ハに、非開示情報であっても公開する個人に関する情報についての規定があるが、これによって非開示情報から除外されるのは、地方公務員法等の法令に規定する公務員等の氏名であり、本件決定に係る行政書士は当てはまらない。ただし、本件決定に係る行政書士の氏名は、個人に関する情報であっても、同項第2号に規定する事業情報として判断することが適当であると考えられ、

この場合、公にすることで権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは言いがたいため、開示できる情報であることは認める。

- (3) 「収支予算書の税理士報酬等 150,000 円と、行政書士の違いも教えていただきたい。」という主張については、非開示情報に該当するか否かについての主張ではないため、認否できない。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性格

本件法人は、朝倉東高校が令和4年1月に設立した、全国で5例目、福岡県では初の高校生が主体となって運営する株式会社である。

同校は、従前から地元企業と連携し、地域の特産品を活用した商品開発等の様々な活動を行っていたことから、活動の更なる活性化を目的に朝倉市商工会から法人化を提案され、本件法人を設立した。

本件法人は、同校の教員が代表取締役を務め株式を発行し、朝倉東高校の生徒が株主として本件法人に出資するとともに、生徒自らが法人経営に携わることで、起業に関する体験を通じて人材を育成することを目指して運営されており、同商工会の協力の下、行政書士や税理士等の指導、助言を受けながら、法人の設立登記や株主総会の開催等の法人経営を行っている。

また、本件法人が保有する文書は、授業で使用するために朝倉東高校へ提供され、公文書として保存されている。

(2) 商工会について

商工会は、商工会法（昭和35年法律第89号）第3条の規定により、町村等の地区内における商工業の総合的な改善発達を図るとともに社会一般の福祉の増進に資することを目的として設立された法人であり、同法第11条の規定に基づき、商工業に関し、相談又は指導等の事業を行うこととされている。

朝倉市商工会においても、企業からの経営相談や創業予定者からの起業相談に応じ、助言や創業支援等の事業を行っている。

(3) 定款について

株式会社を設立するには、会社法（平成17年法律第86号）第26条の規定により、発起人が定款を作成しなければならないこととされている。

また、会社法第27条の規定により、株式会社の定款には、記載事項としては、目的、商号、本店の所在地、設立に際して出資される財産の価額又はその最低額並びに発起人の氏名又は名称及び住所を記載しなければならないこととされている。

なお、株式会社の定款は、会社法第31条第2項の規定により、株主及び債権者のみ閲覧の請求をすることができることとされている。

(2) 条例第7条第1項第1号該当性について

実施機関が本件公文書の非開示部分のうち、条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とした部分について、まず、本号本文該当性を判断し、次に本号ただし書の該当性を判断する。

ア 本号の趣旨

(ア) 条例第7条第1項第1号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができることとなる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されている公文書は非開示とすることを定めたものであるが、これらの情報であっても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしたものである。

ただし、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報であっても、同項第2号（事業情報）により非開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報からは除外している。

(イ) 本号ただし書イは、個人情報に該当する場合であっても、一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しく、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。

「慣行として」とは、慣習法として法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実である必要はない。

(ウ) 本号ただし書ハは、公務員等の職務遂行に係る情報は行政事務に関する情報であるとともに、当該公務員等の個人に関する情報でもあるが、県行政の公正さと透明性を確保する観点から、本来非開示である個人情報を例外的に開示すべきとしたものである。

「職務の遂行に係る情報」とは、当該公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務に関し、当該事務を実施したことにより記録された情報をいうものである。

イ 該当性の判断

(7) 代表取締役を除く発起人の住所、発起人の株式数及び株式の金額について

代表取締役を除く発起人の住所、発起人の株式数及び株式の金額については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1項1号本文に該当する。

これらの情報は、会社法第31条第2項の規定により、株主及び債権者のみ閲覧の請求をすることができることとされており、公にすることが予定されている情報ではないことから、本号ただし書イには該当しない。

次に、本件法人の代表取締役に係る発起人の株式数及び株式金額の本号ただし書ハの該当性について検討する。

本件法人の設立目的は、生徒自らが法人経営に携わることで、起業に関する体験を通じて人材を育成することであり、その目的達成のために生徒自身が商品開発や販売促進等の課題を設定し、その解決に向けて活動していることや、学校の教員が、法人としての事業活動を行うに当たって、指導、助言を行うため、代表取締役に就任していることから、学校教育の一環といった側面があると考えられる。

一方で、本件法人が株式会社である以上、当該教員が行う本件法人に関する行為が、学校教育とは直接関係しない場合もあり得る。

現に、本件法人を設立する際、資本金を用意する必要があることから、当該教員も出資を行い、対価として株式を取得しているが、当審査会が確認したところ、本件法人の設立に当たって当該教員が株式を取得した際に払い込んだ金額は、全額、私費で賄われたとのことであり、教員としての立場を超えて、一個人として行った行為であると判断できる。

そうである以上、本件法人の運営に関して、学校教育の一環という側面があるにしても、本件法人の設立に当たって当該教員が本件法人に出資し、対価として株式を取得したことについては、職務の遂行に係る情報に当たるとまではいえず、代表取締役である教員に係る発起人の株式数及び株式金額については、本号ただし書ハには該当しない。

(イ) 行政書士の氏名及び事務所の住所について

行政書士は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の規定に基づき、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する飲食店や建設業の許可又は会社の設立等に係る申請書類の作成等を主な業としている。

本件法人の定款を作成した行政書士は、自ら事務所を構え、業として行政書士の実務を行っていることから、実施機関が弁明書で述べているとおり、行政書士の氏名及び事務所の住所は、一個人としての情報ではなく、事業を営む個人の当該事業に関する情報と見るべきである。

よって、これらの情報は、条例第7条第1項第1号本文に該当せず、同項第2号で判断する。

(2) 条例第7条第1項第2号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第7条第1項第2号は、法人等又は事業を営む個人(以下「事業者」という。)の自由な経済活動その他の正当な活動を保障し、事業に関する情報の開示により不利益を与えることを防止するという観点から、事業者の非開示情報としての要件を定めたものである。

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、「法人その他の団体に関する情報」と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について非開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定しているものである。

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、事業者には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、事業者の性格や権利利益の内容、事業活動における当該情報の性質等に応じ、当該事業者の権利の保護の必要性、当該事業者と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

イ 該当性の判断

本件公文書に記載された行政書士の氏名及び事務所の住所は、事業を営む個人の当該事業に関する情報である。これらの情報を公にすると、当該行政書士の顧客情報の一端が明らかとなり、当該行政書士が依頼を受けてどのような業務を行っているのかという、個別業務の内容が明らかとなる。

しかし、これらを公にしても、当該行政書士が会社の設立等に係る申請書類の作成を依頼されたという事実が明らかになるにすぎず、本件法人からの依頼内容も、行政書士が一般的に業として行う会社の設立等に係る申請書類の作成であって、何ら特殊なものではない。

また、これらの情報を公にすると、定款の作成を本件法人がどの行政書士に依頼したのかが明らかとなるが、当審査会が確認したところ、本件法人は、朝倉市商工会からの紹介に基づき、当該行政書士に依頼したことが

認められた。更に、本件法人の定款の作成については、生徒が同商工会の協力により、当該行政書士による指導、助言を受けながら作成するといった学校教育の一環として行われたものであり、これらの活動が報道等により公にされていることも認められた。

以上のことから、これらの情報は、当該行政書士及び本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

したがって、行政書士の氏名及び事務所の住所は、条例第7条第1項第2号に該当しない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った公文書部分開示決定の妥当性を判断する機関である当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。